

岡山市商店街サポートアイデア協働事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 本市商業の振興を図るため、商店街活性化に繋がるアイデアを有する外部団体が実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業その他の商業を営む店舗が集積している地域
- (2) 「商店会」とは、商店街振興組合、事業協同組合において組織される法人格を持った商店街組織又はその連合会
- (3) 「外部団体」とは、特定非営利活動法人等、商店会と連携し、当該商店街の活性化に繋がるアイデア（ただし営利目的としたアイデアを除く）を有する民間事業者等

(補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表の補助事業名の欄に掲げるものとする。

2 補助事業の範囲については、別図に示すものとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次に掲げる事項を満たす外部団体とする。

- (1) 定款・規約等を有しており、代表者が明確で適切な経理処理ができる構成員が3人以上の団体であること
- (2) 代表者は18歳以上であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助事業者としない。

- (1) 市税を完納していない団体
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない団体
- (3) 同様の事業計画を含む内容で国、県又は市等の補助金等の交付を受ける団体
- (4) 宗教上の組織又は団体、政治団体
- (5) 協働で取り組む商店会と過去にイベント等を開催したことがある団体
- (6) 構成員の過半数が、協働で取り組む商店会の組合員又は商店会事務局員である団体
- (7) 次のいずれかに該当する者を構成員に含む団体
 - (ア) 市税を完納していない者
 - (イ) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者
 - (ウ) 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団及び第2号に規定する暴力団員、並びにその関係者
 - (エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2

条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者

(オ) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者

(実施合意等)

第5条 事業実施を希望する外部団体は、応募申請書(様式第1号)及び誓約書及び同意書(様式第2号)を提出しなければならない。

2 事業の実施を希望する商店会は、申込書(様式第3号)を提出しなければならない。

3 外部団体と商店会が事業実施に合意した場合、実施合意書(様式第4号)を提出しなければならない。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、別表の補助事業名の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額に、同表補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額で、同表補助金交付限度額の欄に定める額を上限とする。

2 前項により算出した額に、千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第5条第1項第1号に規定する事業計画書は、事業計画書(様式第5号)とする。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 収支予算書(様式第6号)

(2) 見積書(事業費が税込100万円以上の補助事業については2者以上から見積書を徴取し、それらを添付しなければならない。ただし、あらかじめ2者以上から見積書を徴取することが困難である理由を記載した書面を提出し、市長が契約の性質上、困難であると認めた場合には、該当する業者を随意の契約先とすることができるが、その場合には当該業者の見積書を添付しなければならない。)

(3) 市税を完納していることを証明できる書類(任意団体等にあつては、その代表者の市税を完納していることを証明できる書類)

(4) その他市長が必要と認める書類

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類の添付は要しない。

4 同一の補助事業者による本補助金の交付の申請は、3回を限度とする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当であると認められたときは、補助金の交付決定を行い、規則第8条に規定する補助金等交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付の変更申請)

第9条 規則第12条に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 別表補助事業名欄に掲げる事業ごとの事業費の20%を超える増減

(2) 補助金交付決定額の変更

2 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、補助金交付決定額の増額変更を認める。

(1) 天災地変及びパンデミック等の影響による補助対象経費の増額について、やむを得ないと認めるもの

(2) その他市長が必要と認めるもの

(状況報告)

第10条 規則第13条に規定する状況報告は要しない。

(実績報告)

第11条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施報告書(様式第7号)

(2) 収支決算書(様式第8号)

(3) 補助事業に係る経費支出の証拠書類

(4) 成果物, 実施状況写真等, 事業を実施したことを示すもの

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は, 前条の規定による報告があったときは, その内容を審査し, 適当であると認められたときは, 交付すべき補助金の額を確定し, 規則第17条に規定する補助金等の確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第13条 前条に規定する補助金等の額の確定通知を受けた補助事業者は, 速やかに規則第19条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は, 前項の規定による補助金等交付請求書を受理したときは, 速やかに補助金を支払うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか, この要綱の実施に関し必要な事項は, 市長が別に定める。

附 則

この要綱は, 令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は, 令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条, 第6条及び第9条関係)

補助事業名	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金交付 限度額 (単位:千円)	補助事業者
岡山市商店街サポートアイデア 協働事業	商店街の売上増加に繋がる事業	報償費, 消耗品費, 印刷製本費, 役務 費, 通信運搬費, 委 託料, 使用料, 賃借 料	1/2	100	外部団体

応募申請書【岡山市商店街サポートアイデア協働事業】

岡山市長 様

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

下記のとおり岡山市商店街サポートアイデア協働事業に応募し、提案内容について岡山市のホームページに公開されることを同意します。

応募目的		
アイデアのタイトル		
アイデアの内容	概要	
	実施時期・期間	
	具体的な 実施内容	
	事業効果	

収
支
予
算

●収入

項目	金額(円)	備考
市補助金申請額		
自己負担		
その他		
合計		

●支出

単位:円

項目	補助対象	補助対象外 (消費税等)	計	経費詳細
報償費				
消耗品費				
印刷製本費				
役務費				
通信運搬費				
委託料				
使用料				
賃借料				
合計(A)				

<補助金額>

補助対象経費(税抜) × 補助率
 円 × 1/2 = 円…(ア)

(上記(A)の金額)

補助申請額 円

(ア)の千円未満を切り捨てた額を記入

※ただし、補助限度額(100,000円)を超える場合は、「100,000円」と記入

<p>希 望 エ リ ア</p>	<p><input type="checkbox"/>表町(上之町, 中之町, 下之町, 栄町, 南部, 西大寺町, 新西大寺町)</p> <p><input type="checkbox"/>岡山駅前 <input type="checkbox"/>奉還町(奉還町, 西奉還町) <input type="checkbox"/>その他()</p> <hr/> <p>その他特記事項(電源設備が必要など実施場所に対する条件)</p>
<p>備 考</p>	<p>(商店会への依頼事項, 人的協力・経済的協力の要望など)</p>

1. 団体の概要

(以下の情報は団体名を除き, ホームページへは掲載いたしません)

団体名		
代表者	役職	
	氏名(ふりがな)	
	生年月日	年 月 日(歳)
担当者	氏名(ふりがな)	
	連絡先	TEL: E-mail:
設立年月日		
主な事業内容 (業種)		
会 員 数		人 ※別途会員名簿をご提出ください。

2. 団体の活動実績

	年月	主な活動実績
1		
2		
3		
4		
5		

年 月 日

誓約書及び同意書【岡山市商店街サポートアイデア協働事業】

岡山市長 様

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

私は、岡山市商店街サポートアイデア協働事業の応募申請を行うにあたり、下記事項を守るとを誓約します。なお、誓約した内容が事実と相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

- 市税の滞納はありません。
- 前々年度以降に、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた、補助金等を他の用途に使用した、補助金等交付の条件に違反した、市長の指示・命令に従わなかった等の理由により、構成員が岡山市から交付を受けた補助金等の取り消しを受けていません。
- 同様の事業計画を含む内容で国、県又は市等の補助金等の交付を受けていません。
- 当団体は宗教上の組織又は団体、政治団体ではありません。
- 当団体は岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団ではありません。また、構成員は同条第2号に規定する暴力団員、並びにその関係者ではありません。
- 当団体及び構成員は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者ではありません。
- 虚偽の申込、報告など、本補助金の交付に関して不正行為を行いません。

私は、下記事項に同意します。

- 補助事業の実施内容に関して、必要書類の提出を求められたときは、直ちに提出します。
- 警察その他官公署等から求めがあった場合、本補助事業計画書及び事業実施に際して提出された書類その他情報を提供すること。

年 月 日

申込書【岡山市商店街サポートアイデア協働事業】

岡山市長 様

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

岡山市商店街サポートアイデア協働事業に以下のとおり申し込みます。

1. 希望するアイデア

番号	タイトル

2. 連絡先

担当者名	
連絡先	電話: E-mail:

3. 商店会の概要

商店会からの協力内容	<提案団体からの商店会への要望に対して>
特記事項等	<商店会の活動実績や特色, アピールポイントなど>

実施合意書兼誓約書【岡山市商店街サポートアイデア協働事業】

年 月 日

岡山市長 様

【外部団体】

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

【商店会】

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

1. 下記の事業の実施について、合意しましたので報告します。

【実施が合意した事業】

ア イ デ ア 名:

事業実施予定期間:

実施予定場所:

2 次に掲げる事項に誓約します。

(1)岡山市商店街サポートアイデア協働事業の実施に当たり、上記について合意した提案者と商店会は、これまでに共催した取り組みはなく、初めて協働で事業を実施すること。

(2)外部団体の構成員の過半数が、商店会の組合員又は商店会事務局員でないこと。

事業計画書【岡山市商店街サポートアイデア協働事業】

氏名又は団体名
及び代表者氏名

アイデア名	
事業の目的	
事業の必要性	
事業の内容	
事業の スケジュール	
事業の実施体制	
事業の 目標・効果	

収支予算書

収入の部

単位:円

内 容	金 額	備 考
岡 山 市 補 助 金		
自 己 負 担		
合 計 (経 費 所 要 額)		

支出の部

費 目	補 助 対 象	補 助 対 象 外 (消 費 税 等)	計
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
合 計	0	0	0

様式第7号(第11条関係)

事業実施報告書【岡山市商店街サポートアイデア協働事業】

氏名又は団体名
及び代表者氏名

アイデア名	
事業の 実施内容	
事業の 成果・評価	
事業の 今後の展望	

収支決算書

収入の部

単位:円

内 容	金 額	備 考
岡 山 市 補 助 金		
自 己 負 担		
合 計 (経 費 所 要 額)		

支出の部

費 目	補 助 対 象	補 助 対 象 外 (消 費 税 等)	計
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
合 計	0	0	0